

## 第 758 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 6 月 26 日 (月) 13 時 55 分～14 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

(1) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)

(2) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)

#### 2 協議事項

(1) 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について (資料 5)

#### 3 報告事項

(1) 漁業権免許申請に関する審査基準の改正について (資料 3)

(2) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会の結果について (資料 4)

#### 4 その他

(1) 令和 5 年 9 月の委員会開催日程について

(2) その他

[参考資料]

① 愛知海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

[配布資料]

② 全漁調連会報第 150 号

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 荒井事務局長代理
- ・ 県水産課 石黒担当課長、相澤副技幹

議 事

事) 荒井代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

それでは、ただいまから第 758 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が 2 件と、協議事項が 1 件、報告事項が 2 件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

玉置委員、福本委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは玉置委員、福本委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹  
議長

【資料 1 に基づき説明】

ただいま説明いただきました件につきまして、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長

はい、それではそのように決定します。

続いて、諮問事項 2 「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹  
議長

【資料 2 に基づき説明】

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長 それではそのように決定します。

続いて、協議事項（１）「一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について」を議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）荒井代理議長 【資料５に基づき説明】

３名の出席者を決める必要があるということですが、どなたか、いかがでしょうか。

特段なければ、先ほど御説明がありましたように、前回は会長と副会長２名が出席ということですので、もし御異議がなければ、私と宮川副会長、福本副会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのようにさせていただきます。

続きまして、報告事項（１）「漁業権免許申請に関する審査基準の改正について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水）相澤副技幹議長 【資料３に基づき説明】

この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、鵜飼委員お願いします。

鵜飼委員 ３月に説明を受けたかもしれないですけども、申し訳ないですが、再度確認させていただきたいです。

資料３－１の２ページ目です。３の漁業法第７３条第２項云々の中の、第１０号。なぜこれを聞かせていただくかと言うと、県の方では今後、サバ等の養殖について取り組んでいかれるという話も聞いているところですけども、「過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させないこと。」という表現、これをどういう基準で判断していくのかというのが、ちょっと疑問に思ったので。

わかる範囲で結構ですけども、教えていただけたらと思います。

水）相澤副技幹 こちらの表現は、国のほうの技術的助言ガイドラインに基づく表現を、そのまま引用をさせていただいたところがございます。

今現在、神奈川県では魚類養殖はないのですが、藻類養殖におきましてはのり、わかめがあるのですが、のりにつきましては特に、漁業生産力を向上させるための計画を作って運用し、漁業権者はそれに基づいて漁業をしているところがございます。

その中で、良質ののりですとかを作るために、種糸につける孢子の数です

とか、そういったものを、一視野あたり何個と決めて、その基準を超えないようにすることで、良質なのりを作るということを進めているところで、ここではまず一つ明確に、一視野あたり何百個ですとか、そういった基準を設けているところでございます。

次に魚類養殖ですけれども、海藻の場合は特に環境に大きく負荷を与えるものではないので、魚類養殖については環境に負荷を与えるということが考えられます。

現行では、まだ神奈川県では、魚類養殖を先行して実施しているところではございませんので、こちらにつきましては、魚類養殖が漁業権化される等のタイミングを見ながら、ヒアリング、実態調査等をして決定していきたいと考えております。

鵜飼委員

決めていないと。

内規ですか、決めるのは。先ほどの藻類の話。のりの場合は、県でそういうふうな数を決めているのですか。

水) 相澤副技幹

これは漁業権者が策定する計画で、県が認可するという、そういった計画でございます。生産者による計画でございます。

鵜飼委員

漁業権の中で計画をし、認可するのですか。

水) 相澤副技幹

そうです。

養殖の生産に関する計画を策定することによって、いくつか資源管理計画のように補助といったものも受けられるような取組みといたしますか、仕組みでございます。

鵜飼委員

藻類は確かにその辺、影響がね。

魚類の方はこれから実際に始まった段階で、この基準を決めていくという、そういう理解でよろしいですか。

水) 相澤副技幹

はい。

計画がはっきりしたところで、他県の例等も参考にしながら、漁業権者と話し合っていくといったプロセスになろうかと思えます。

鵜飼委員

これも認可なのですか。

水) 相澤副技幹

認可になろうかと思えます。神奈川県内でこちらの計画に関する認可を受けているのが、今現在はのりだけです。

鵜飼委員

わかめとかこんぶは入ってない。

水) 相澤副技幹

こちらはございません。

鵜飼委員

わかりました。現状がそういうことであれば、了解しました。

議長

他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

すみません、基本的なことを聞いて恐縮ですけども、ちょっと忘れてしまったので。この3番目の法第73条第2項第2号に該当するのはどういう場合なのでしょう。

水) 相澤副技幹

漁業法第73条でございますが、こちらは免許すべき者の決定を、漁業法の中で定めているものでございます。

第73条の第1項には、都道府県知事は免許しなければならないと定められておりまして、第2項につきましては、一つの漁業権に複数の申請があるときに、どのようにするかということ定められているものでございます。

例えば、区画漁業権の第何号に複数の申請者があった場合、同じく定置網漁業について、第何号の定置網計画に複数の申請があった場合といったことを想定しているものが、第73条の第2項に該当します。

第1号にはどのようなことが定められているかと言いますと、第1号は、そちらの漁場を適切かつ有効に利用している申請者には免許しなければならないという定めでございます。

ですので、現行の漁業権者が申請する場合においては、そちらが継続的に認められるということでございます。

第2号につきましては、今現在の漁業権者が申請しない場合において、複数の申請があった場合において、どのように審査をしていくのかといったことを定めたものでございます。

以上でございます。

議長

どうもありがとうございました。

他に御質問等なければ、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議長

では、続いて報告事項(2)「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会の結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 荒井代理

【資料4に基づき説明】

議長

宮川副会長、よろしいでしょうか。

では、この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件も報告事項ということで、ご了承いただきたいと思っております。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に、委員の皆様から何か御意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会といたします。

次回は、7月27日木曜日14時からの開催となっております。よろしくお  
願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上